



# 島根県報

平成20年 6 月24日 (火)  
号外 第 87 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示

保安林の指定の解除

( 森 林 整 備 課 )

告

示

島根県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

大田市五十猛町字大浦2718 - 1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

